

2月8日(日)は

投票時間 午前7時から午後8時まで

茨木市の選挙区は大阪府第9区

衆議院議員総選挙(小選挙区選挙・比例代表選挙) 最高裁判所裁判官国民審査の投・開票日 大阪府知事選挙

さあ投票 選挙の主役は
あなたです!

令和7年度明るい選挙啓発ポスターコンクール
中央審査入選



茨木市立畑田小学校6年生の作品

投票できる人

【衆議院議員総選挙・最高裁判所国民審査】

平成20年2月9日までに生まれた人で、令和7年10月26日以前から、本市に居住し、かつ住民登録をしている人。

なお、本市の選挙人名簿に登録されており、令和7年10月8日以後に茨木市外に転出された人も投票できます。

(※転入先で10月26日までに住民登録をされた人は除く)

また、1月20日以前に市内転居届をされた人は、新住所地で投票することができますが、1月21日以後に市内転居届をされた人は、旧住所地の投票所において投票することになります。

期日前(不在者)投票

投票日に投票所へ行けない人は、期日前(不在者)投票ができます。不在者投票施設に指定された病院等に入院(所)中の人は、その施設に申し出て、不在者投票をすることができます。

■ 期日前投票所は5か所

ご家族やお友達とのお買い物やお出かけの際に、一緒に、期日前投票所を積極的にご利用ください。

投票機会の少ない18歳、19歳の有権者の皆さんの投票をお待ちしています!

《※入場整理券がなくても投票できます》

投票場所及び投票時間

投票場所	投票時間	備考
① 市役所 南館 交流コーナー	1月23日(金) ~ 2月7日(土) 午前8時30分 ~ 午後8時	1月27日までは 大阪府知事選挙のみ
② ~ ⑤ 下記の商業施設	1月31日(土) ~ 2月7日(土) 午前10時 ~ 午後8時	1月31日までは 衆議院議員総選挙・ 大阪府知事選挙のみ

2月1日からは、衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査、大阪府知事選挙の投票ができます

入場整理券

有権者には、1人1枚ハガキ型の入場整理券を郵送します。

入場整理券を万一紛失したり、届かなかったときでも、選挙人名簿に登録されていれば投票することができますので、投票日に投票所へ行き、係員にその旨お申し出ください。

投票の方法

- ◆ 大阪府知事選挙の投票用紙(白色の紙)には、
… 候補者1人の氏名を書いて投票します。
- ◆ 小選挙区選挙の投票用紙(あさぎ色の紙)には、
… 候補者1人の氏名を書いて投票します。
- ◆ 比例代表選挙の投票用紙(うす桃色の紙)には、
… 政党名(政治団体含む)を書いて投票します。
- ◆ 最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙(うぐいす色の紙)には、
… 罷免を可とする裁判官には、記載欄に×印を書いて投票します。
… 罷免を可としない裁判官には、何も書かないでください。

投票の順序

投票の順序は、次のとおりです。

- ① 大阪府知事選挙(白色の投票用紙)
- ② 小選挙区選出議員の選挙(あさぎ色の投票用紙)
- ③ 比例代表選出議員の選挙(うす桃色の投票用紙)と最高裁判所裁判官国民審査(うぐいす色の投票用紙)

投票用紙の交付についても、前記の順序に従い別々に交付します。



② イオンモール茨木(松ヶ本町)



③ イオンスタイル新茨木(中津町)



④ アル・プラザ茨木(上郡二丁目)



⑤ イオンタウン茨木太田(城の前町)



◎問合先 電話 直通 072(620)1675

茨木市選挙管理委員会・茨木市明るい選挙推進協議会



選挙公報

選挙公報及び審査公報は、**2月6日(金)**までに各家庭に配布予定です。届かないときは市選挙管理委員会までお知らせください。
このほか、市役所・公共施設に、選挙公報等を置いています。
市ホームページにも掲載いたしますので、ご覧ください。

視覚障害者用選挙公報

視覚障害者の人に、①**選挙公報**（小選挙区は選挙公報の全文等、比例代表は名簿届出政党等の名称等、知事は候補者の氏名、政党等の名称、政見等が記載されたもの）や、②**審査公報**（国民審査は裁判官の氏名や信条等）を朗読し録音した『選挙のお知らせ』を大阪府選挙管理委員会から郵送します。

また、選挙公報等の「点字版」や「音声コード付き拡大文字版（比例代表・国民審査）」も作成していますので、ご希望の人は、市選挙管理委員会まで申込みください。

投票用紙の書き方（注意点）

- **小選挙区・知事選挙は、**選びたい候補者1人の氏名を、
- **比例代表は、**選びたい政党（政治団体）の名称を1つ、
それぞれの投票用紙に書いてください。
最高裁判所裁判官国民審査は、罷免したい裁判官の記載欄に×印を書いてください。
- 投票用紙には、選挙別に候補者の氏名または政党名だけを、正しく、はっきりと書いてください。
- 正確に書かないと、せっかくの投票が無効になることがあります。

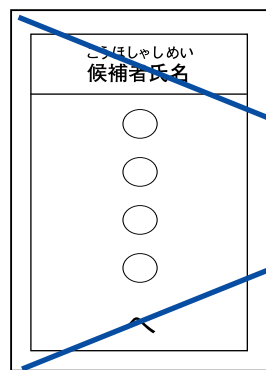
例①～例⑥のように書かれた投票は、無効になります。

小選挙区

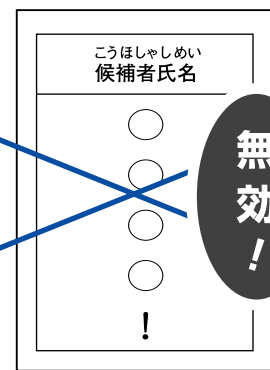
大阪府知事

比例代表

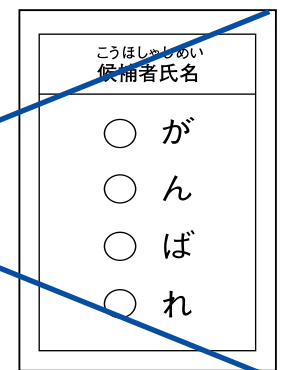
例①
「へ」、「に」、
「さんへ」



例②
ハートマーク、
「!」、「?」などの
記号やイラスト

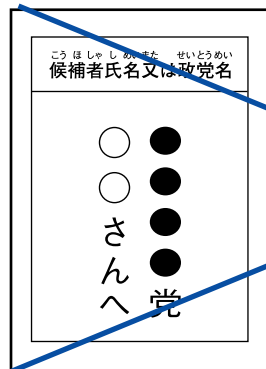


例③
「がんばれ」などの
メッセージ

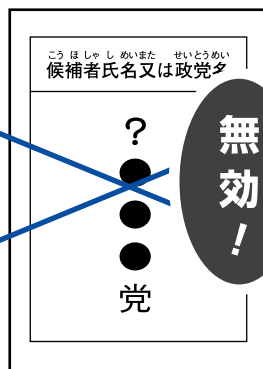


無効!

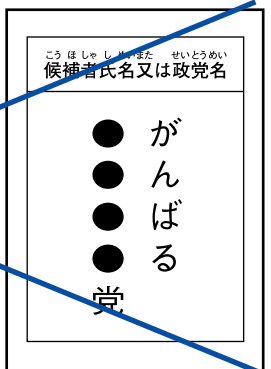
例④



例⑤



例⑥



無効!

そのほかにも、下記のような投票が無効になります！

- ・ 2人以上の氏名を書いたもの
- ・ 所定の用紙を用いないもの（メモ用紙など）
- ・ 候補者の氏名や政党名を自書しない（スタンプ等）もの
- ・ 立候補していない人の氏名を書いたもの
- ・ 誰の氏名を書いたのかわからないもの

重度障害者は郵便等による投票も

身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちで、次の要件に該当する人や、介護保険の要介護5の人は、郵便等投票証明書の交付を受けると、自宅などで郵便等による不在者投票ができます。

	障 害 名	障害等の程度
身 体 障 害 者 手 帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1・2 級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1・3 級
	免疫、肝臓の障害	1～3 級
戦 傷 病 者 手 帳	両下肢、体幹の障害	特別項症、 第1・第2 項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症、 第1～第3 項症

	要介護状態区分
介護保険の被保険者証	要介護 5

●代理記載制度

上記対象者に該当し、自ら投票用紙への記載をすることができない人には、代理記載制度があります。条件等詳しくはお問い合わせください。

●投票用紙などの請求

2月4日(水)まで(必着)に、郵便等投票証明書を添えて市選挙管理委員会へ請求してください。証明書の有効期限が切れている場合は、改めて申請の手続きが必要です。

投票所にスロープ、コミュニケーションボード設置

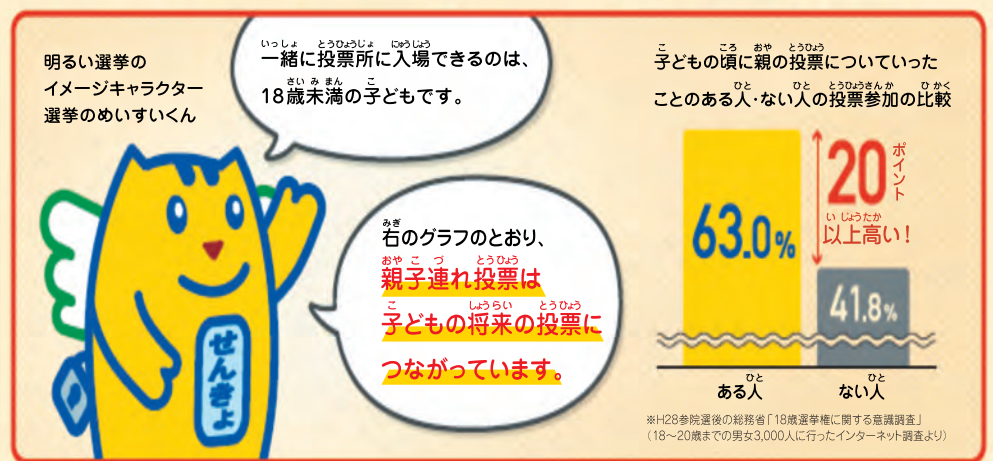
投票所には、車椅子の人が投票しやすいよう、車椅子用の記載台やスロープ（一部を除く）を設置するとともに、市役所に手話通訳者を配置していますので、事前に市選挙管理委員会までご連絡ください。

また、投票所にコミュニケーションボードを設置していますので、必要な人は、投票所の職員にお伝えください。



あなたの背中を見て、将来子どもたちも投票へ

～子どもと一緒に選挙にこう～



衆議院議員総選挙（小選挙区選挙・比例代表選挙）、最高裁判所裁判官国民審査、大阪府知事選挙に関する情報があります。
右記のQRコードを読み取ってください。



茨木市選挙管理委員会
ホームページ